

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	監査委員事務局
処分の 名称	事務の監査の請求代表者証明書の交付（第91条第2項の準用）
処分権者	監査委員
根拠規定	地方自治法施行令第99条
基準規定	地方自治法施行令第99条
審査基準	準用する政令第91条第2項の規定による 地方自治法施行令 第91条 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
標準処理 期間	15日
備考	